

## 日本書紀成立における氏族的傾斜の一影

賀古明

本論は、記紀両書に所収されている「志異伝承とその附随歌謡群」の、両書における所収代の相違することの素因を検討し、その間に見出される「志異伝承」の本質を見きわめることによつてその附随歌謡の性格を究明することを目的とした論考中の一篇である。

この論考の序説として、筆者は、先に「志異伝承研究序説」(古事記年報 七)を発表した。そこには、主として、仁徳——武烈間の帝紀部分及び本辞部分の、記紀における所収態に検討を加え、その中、特に、本辞部分について、これを「皇統本辞」(皇統の繼承に關する本辞)及び「事績本辞」(皇統本辞)以外の、天皇、その他の皇族の治績に關する本辞、及び、その他の挿入伝承本辞などを一括して称する名)とに分けて、その所収態の性格に注目した。その結果として、特に、本論の主対象範囲である顕宗・仁賢・武烈の三代(これを顕宗系列と称する)の記載を、清寧代以前における記載態と対比する時、顕宗系列の三代は、三代一括一連態のものとして取扱われ、記載されている記録態としての性格を見出されることについて論述し、立証を加えた。

更に、かかる記録態の性格の見られる顕宗系列の伝承が、それを含む仁徳系列とは、全く異系譜的系列である継体系列によつて受け

とられ、整理・記録されるとき、その整理・記録者(たち)の見解と立場によつて取りあつかわれ、その間において、特に、顕宗系列三代間にかかわるものと見られ得た伝承本辞の挿入(採取)箇所と相違を生ぜしめられる可能性が十分に存するものであったことについて触れ、論述した。

なお、この検討の結果として、この「志異伝承」は、本来は、皇統本辞としての性格において語られ、伝承されていたものでなく、平群氏の若息子を主役として語られた、平群氏族の自族勢力誇示のための平群氏族伝承であつたものであること、すなわち、それは、当時、「天皇氏(皇室)」をも圧倒しかねないほどの権力氏族となつていた平群氏の若者が、その対抗氏族としての天皇氏のある皇子と歌垣(歌場)において「妻争い」をして打勝つたことを語ることにより、自族に向つて、その権力を誇示し、激励することを意欲して語り伝えられ、その語られる折々に、その志異伝承の内意に添い、それを強調するものとして、歌謡を歌い加え、歌い換えて附随されて来たものであつたことを見得て来たのである。

このことは、記紀両書において、この志異伝承を、皇統本辞資料として取りあげ、その平群氏側の「勝ち」の伝承に直統して、平

群氏族討滅・伝承を加えることによって、その一連を天皇の即位前記・伝承として整え取めているものであること、すなわち、平群氏族討滅・伝承部分は、記紀両書共に、明らかに後加伝承としての添加構成の本辞であると認め得る性格のものでことよって認め得ることである。

しかも、この志毘伝承において、記紀両書の記載記録を通じて、共通に見出される人物名は、「志毘(鮪)」のみであり、その相手の皇子は、記においては「袁祁の命」(雄計一紀)とあるが、紀においてはただ「太子」とあるのみである。更に、附随歌謡においては、また、「志毘(鮪)」の名以外は、記においては、初めに一回「袁祁の命」の名を記すほかは、次からは、ただ「王子」の称を記すのみであり、紀においては、また全く皇子の名を記さず、ただ、「太子」と記すのみである。これらのことは、この志毘伝承及びその附随歌謡において、皇子の名は、本来、「太子」(紀)または「王子」(記)と記される、単なる「皇子」としてあったのみであると見られるものであること、及び、相手の女性が、記においては、菟田首等が女の「大魚」とあり、紀においては、物部鹿鹿火大連の女の「影媛」とあって、全く別個の女性であり、記紀両書の所収時において、その所収態に関連して、その女性の名が挿入されている性格のものとは見定め得ること、これらのことからしても、志毘伝承が、本来は、平群氏族の氏族伝承であったことを確認し得ることである。

すなわち、平群氏族の氏族伝承としての、志毘伝承においては、その主役である、自族の若者の名を明らかにすることは必要条件であるとしても、その相手の男性は、ただ、天皇氏の皇子であると表

わすことのみによって足りることであり、まして、相手の女性の名は、それ以上に不必要のものであった故に、皇子、及び、相手の女性の名は、志毘伝承中には、本来なかったものであると考えられるものである。

このような性格の志毘伝承が、皇統伝承の本辞資料として採取される場合、それは、いずれの天皇の即位前記の資料としても取りあげられ得る可能性が見られることとなる。しかし、ただ、共通して見られる「志毘(鮪)」の名が存すること、すなわち、それが、本来平群氏族の氏族伝承であったと見られる本質によって、その天皇代の範囲は、平群氏族の討滅が遂行されたと考え得る範囲内、すなわち、顕宗・仁賢・武烈の三代内に限定されて来る。ただ、この顕宗系列三代は、既述のように、三代一括一連態の記録性格を有するものである故に、継体代以後の整理・記録者の取扱い方によっては、この三代間のいずれの代にも関連して、その即位前記伝承として取りあつかい得る融通性が残存していたのである。

この性格が、この志毘伝承とその附随歌謡を、古事記には、顕宗天皇即位前記として清寧記の末段に所収し、日本書紀には、武烈天皇即位前記として、武烈紀初頭に所収するという相違を生ぜしめるに至っているのである。

しかし、なお、この記紀両書における所収代の相違を生ぜしめ得た、志毘伝承及びその附随歌謡群の本質、及び、顕宗系列の記載記録態の性格の検討の上に立って、更に、古事記においては、それが顕宗天皇即位前記として置かれ、日本書紀においては、武烈天皇即位前記として置かれるに至っていることの原因・理由の探究については、前記の二検討に加えて、更に、当時の氏族勢力関係の把握が

必要條件となることである。これに關しても結論的には、前記小論において触れておいたことではあるが、本論においては、特に、その点に重点を置いて、なお、論を確めたいと考へるのである。

この場合、問題の第一は、「志昆（輔）」の父と伝えられる平群の真鳥の地位と、その勢力との実態である。

古事記には、平群の真鳥の名は全く記録されておらず、これは日本書紀の記録にのみ見られるところである。ただ、このような傾向は、以後に触れる人物においても多少の差こそあれ、略々共通のことであり、これは、古事記と、日本書紀との記録本質とその目標の相違に起因することである。故に、当然、本問題の検討においては、日本書紀の記録を主体として進めねばならないこととなるわけである。ただ、その場合、日本書紀の記録記載には、箇所によつて、民族的偏向、偏重の傾向が、種々含有されている。その点を濾過して、その本体を見きわめなければならぬ難点がある。本論のねらいも、それらの中の一つの民族的偏向・偏重態、すなわち、記載・記録における民族的傾斜の一例を明らかにすることにるのである。

平群の真鳥の名の、初出は、雄略天皇紀の、元年、雄略天皇即位の条に、

十一月、壬子朔甲子、天皇、命有司、設壇於泊瀨朝倉、即天皇位、遂定<sub>レ</sub>宮焉。以平群臣真鳥為<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>大伴連室屋、物部連目<sub>一</sub>為<sub>二</sub>大連<sub>一</sub>。

とあり、次は、清寧天皇紀、元年、清寧天皇即位の条に、  
元年春正月、戊戌朔壬子、命有司、設壇於磐余薊栗、陟<sub>三</sub>天皇

位、遂定<sub>レ</sub>宮焉、尊葛城韓媛為<sub>二</sub>皇太夫人<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>大伴室屋大連<sub>一</sub>為<sub>二</sub>大連<sub>一</sub>、平群真鳥大臣為<sub>二</sub>大臣<sub>一</sub>並如故、臣連伴造等各依<sub>三</sub>職位<sub>一</sub>焉。

とあるのが、主たる記録記載である。

このほかに、顕宗天皇紀中、億計の王・雄計の王が播磨の縮見山の石室で見出された報を得て、白髪<sub>二</sub>の天皇がよろこばれ<sub>一</sub>、その対策を計られた折の条に、

与<sub>三</sub>大臣大連<sub>一</sub>定<sub>レ</sub>策禁中<sub>一</sub>。

とあるのと、更に、その後、顕宗天皇即位を伝える条中、その即位をすすめるの段に、

元年春正月、己巳朔、大臣大連等奏言云々

とある。この二箇所の「大臣・大連」が、この日本書紀の記録態としては、平群真鳥大臣と大伴室屋大連との二人を指し表わすこととして記録されていると見られるものがある。

更に、仁賢天皇紀には、この両者の名も、「大臣・大連」の呼称も全く見られず、次の武烈天皇紀中の即位前記伝承としての志昆伝承の初めの部分に、

十一年八月、億計天皇崩、大臣平群真鳥臣、專擅國政、欲<sub>三</sub>王日本<sub>一</sub>、陽<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>營<sub>レ</sub>宮、即自居、触<sub>レ</sub>事驕慢、都無<sub>レ</sub>臣節。於是皇太子、思<sub>レ</sub>欲聘<sub>二</sub>物部鹿鹿火大連女影媛<sub>一</sub>、遣<sub>レ</sub>媒人向<sub>レ</sub>影媛宅、期<sub>レ</sub>會。影媛、曾<sub>レ</sub>奸<sub>二</sub>真鳥大臣男館<sub>一</sub>、恐<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>太子所期<sub>一</sub>、報曰、妾望<sub>レ</sub>、奉<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>梅柘榴市巷<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是太子、欲<sub>レ</sub>往<sub>二</sub>期處<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>近侍舍人<sub>一</sub>、就<sub>二</sub>平群大臣宅<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>太子命<sub>一</sub>、求<sub>二</sub>乘官馬<sub>一</sub>、大臣、戲言陽進曰、官馬為<sub>レ</sub>誰飼養。隨<sub>レ</sub>命而已。久之不進。

とあり、これに直統して、本論の対象である志昆伝承及びその附随

歌謡群の記録があり、更に、それに直続する構成で挿入されている影媛伝承の直後に、平群氏族討滅伝承があり、その記録に、

冬十一月、戊寅朔戊子日、大伴金村連、謂<sub>レ</sub>太子曰、真鳥賊、可<sub>レ</sub>擊、請討之。太子曰、天下將<sub>レ</sub>乱。非<sub>レ</sub>希<sub>レ</sub>世之雄、不能<sub>レ</sub>濟也。

能安之者其在<sub>レ</sub>連乎。即与<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>謀。於是大伴大連率<sub>レ</sub>兵、自將、圍<sub>レ</sub>大臣宅、縱<sub>レ</sub>火燔之。所<sub>レ</sub>擣雲羅。真鳥大臣、恨<sub>レ</sub>事不<sub>レ</sub>濟、知<sub>レ</sub>身難<sub>レ</sub>免、計窮堅絶、広指<sub>レ</sub>塩詛、遂被<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>戮<sub>レ</sub>及其子弟。

とある。以上が、日本書紀に見出される、平群真鳥の名の見られる記録である。

上記引用の記録にのみよれば、平群の真鳥の権勢代は、雄略天皇即位時から、仁賢天皇代までと見られる。ただ、上記引用記録中、特に武烈天皇即位前記としての志毘伝承、及び、影媛伝承の後に置かれている平群の真鳥の討伐伝承は、これが武烈天皇代の位置に置かれていることには（後に詳論することではあるが）かなり疑問があり、これは、記載記録時における氏族的傾斜によるものと見られる点があり、疑点が存するものである。しかも、その前代の仁賢天皇紀には、前記のように、全くその名の記録が見られないことであり、更に、その前代の顕宗天皇紀における、前記の「大臣・大連」の記録態にも疑問が残る点がある。故に、平群の真鳥の権勢代は、雄略・清寧代を主体としているものと見るのが妥当であると考えられる。

この平群の真鳥は、前記のとおり、雄略天皇即位時に初めて「大臣」に任ぜられていることから記録に現れているのであって、それ以前には全くその名は記録されていない。ただ、その父と伝えられる木菟の宿禰に関しては、この人は「大臣武内宿禰」の子として伝

えられ、仁徳天皇紀の元年春正月の条に「平群臣之始祖也」と記し伝えられている。

この木菟の宿禰は、応神代の三年に百濟王を曠讓する使の一人としてその名が見え、十六年の条には、新羅征討の任に當っており、履仲天皇紀中、その即位前記中に伝えられている皇位継承の争いの間に、太子の即位のために尽力したことが伝えられており、履仲天皇の即位時の条に

当<sub>レ</sub>是時<sub>レ</sub>平群木菟宿禰、蘇賀滿知宿禰、物部伊宮弗大連、円大使主、共執<sub>レ</sub>国事。

とあって、「執国事」の四人の筆頭に記されており、蘇我・物部・葛城の三氏族に対して、優位にあつたことをうかがわしむるものがある。ただし、この記録以後には、全くその名の記載がなく、その後の勢力状態は、日本書紀の記録からはうかがうすべもない。

ただ、この木菟宿禰の名が最後に見える履仲天皇即位時以後、平群の真鳥の大臣初任時の雄略天皇即位以前を含む、仁徳―安康の間の皇位継承にかかわる争斗の背後勢力としての氏族勢力の消長については既に多くの論説がなされていることであり、今、ここに詳述するまでもないことであるが、仁徳天皇の皇后としての、磐の媛命の立后を起点として、葛城氏出目の皇妃が多く、それらの女性が当然、更に皇母の位置にあることによつて、葛城氏は、皇室の外戚としての権威の上に、他の氏族のはるかに上上に権勢を持続していた時期である。故に、この間は、平群氏族もその下風に従う氏族としてあるの外はなかつたものであることは明らかであろう。

しかるに、雄略天皇即位時に、平群の真鳥は、大臣に初任され、筆頭に記録されている。

この雄略天皇の即位の成立は、允恭元皇胤御後に相次いで起つた皇位継承にからまる争いの終結として生れ出でている事である。すなわち、雄略紀の即位前記によれば、雄略天皇すなわち大泊瀬の皇子による黒彦の皇子・肩輪王の討伐がなされ、それに併せて、それらの皇子たちの背後勢力としての葛城氏の勢力の対滅が果されており、更に、その最後に、大泊瀬皇子の皇位継承に関する最大の競争者（対抗者）であつたと見得る市辺の押磐の皇子の謀殺が、また大泊瀬の皇子によつてなされ、その御弟の御馬の皇子の刑殺が行われており、これによつて、大泊瀬の皇子の皇位継承のための障害となる、競争相手の皇子はすべて廃除されつくし、ここに、雄略天皇即位が行われるに至つたことを伝えてゐる。

しかも、この雄略天皇即位時に、前記のように、平群の真鳥が新たに大臣に任ぜられて筆頭に置かれ、併せて大伴連室屋及び物部連目が、また新たに大連に任ぜられていることは、雄略天皇即位成立のための、皇子間の皇位継承の争いの競争者としての他の皇子の打倒と、そのための、その背後勢力氏族である葛城氏族討滅において、大泊瀬の皇子のもとに、その背後勢力氏族としての、平群氏を筆頭とする大伴・物部の連合勢力が、雄略天皇の即位を成立せしめた功業によつてなされていることであると見るのが妥当であると考え得る。

この雄略天皇即位時に初任された、平群・大伴・物部の三氏族、すなわち、雄略天皇即位の成立によつて、代表的権勢氏族となつた、この三氏族の、雄略代以後の消長に関する日本書紀の記録において、物部の目の名は雄略天皇紀の十八年秋九月の条を最後として、その後は全く見られない。このことは、雄略代における、平群

・大伴・物部の三氏族の勢力対抗線上において、物部氏がまず一時脱落したことをうかがわせるものがある。

しかし、平群の真鳥と大伴の室屋とは、共に、清寧天皇の即位時において、故の如く、それぞれ大臣・大連に再任されており、平群・大伴の両氏族の勢力対抗は、雄略・清寧代を通して、持続してゐたものと見得るものである。

ただ、前記した如く、顕宗天皇紀において「大臣、大連」とのみ記録している記載態、及び、武烈天皇紀の即位前記としての志毘伝承の初頭の平群の真鳥の横暴の描写部分、更にその後にある平群の真鳥の討伐伝承には疑問がある。すなわち、武烈天皇紀に、平群の真鳥に関する伝承が置かれていることは、後述する如く、明らかに、日本書紀の成立時における、氏族的傾斜による記録態と見なし得る点が多分にあり、本来、ここに置かるべきものではなかつたと見るのが妥当であると考えられる。

したがって、平群、大伴の勢力対抗の時期は、やはり雄略・清寧代を主体とするものであつて、恐らく、清寧代末、もしくは、顕宗代初期において、平群氏族は、大伴氏族の勢力によつて打倒されているものと見得る点が多いことである。

このことは、更に、雄略天皇即位時の三者の初任以後の、日本書紀の記録において、平群の真鳥の名は、雄略・清寧兩天皇の即位時の初任及び再任の時以外には記録されていないにもかかわらず、その対抗者と見得る大伴の室屋の名は、なお、兩代を通してかなりしばしばあらわれており、その間の記録において、大伴の室屋が多く動いていることが記されている。このことは、なお「大連」としての職掌にかかわる事項・事件と見得ることの記録が特に多く主とし

て記録されるに至っているためと見なし得、この記録のみによつては、なお、大伴の室屋が、平群の真鳥の勢力を上まわるに至つていたと見ることはなお速急にすぎぬ点もなおあろう。しかし、また、記録の事項・事件が、主として「大連」の所管のものとしても、「大臣」も全く無関係であり得べきこととは必ずしもなし得ぬ点もあり、あるいは、やはり、大伴の室屋の名の頻出は、ある程度、大伴の室屋を主とする大伴氏の動き——勢力の漸増の状態を反映する記録態と見たすことを可能とするものともなし得よう。しかし、なお、日本書紀の、この部分の記録が、上記のような記録態を示していることは、平群氏族討滅後の代表的氏族勢力となつた大伴氏族側の記録資料を主体として取りあげるに至つていことに原因があるとも見得、その故に、平群氏族側の記録資料がかなり意識的に抹殺されるに至つていという事情のあり得ることも一応の考慮として注意しなければならぬことでもあろうと考えられる。

しかし、ともかくも、雄略天皇即位時の初任において、大臣となり、筆頭に記録されていた平群の真鳥の名が、清寧天皇の即位時の再任において、同前の大臣でありながら、大連の大伴の室屋の次に記録されている記録態は注意すべき点である。このことは、雄略天皇代を通して、次第に、その氏族勢力を増大して来た大伴氏の氏族勢力を反映していることによる記録態と見なし得る可能性を十分備えているものとなし得るものである。

なお、しかし、まだ、この雄略系列（雄略・清寧）のもとにおける平群・大伴両氏の氏族勢力の對抗態は、平群氏の氏族勢力の優位性が保持され得ていたことを推考せしめるものがある。

この平群氏族勢力の打倒を目標とする大伴氏の目算は、清寧天皇

に後継子のないことを一つの契機として、雄略系列に対して、父手辺の押磐の王を謀殺された恨を抱く履仲系列血統の報復意識を巧みに利用し、履仲系列血統の復活を名目として、顯宗系列の、皇統繼承への進出を成立せしめ、そのための唯一の背後勢力氏族としての大伴氏の氏族勢力の絶体性の確立を企図したものであると見なし得ることである。このことは、なお、大伴の室屋の子、大伴の談を通して、更にその子大伴の金村によつて、特に継体天皇以後の皇統繼承の成立が主体的に取り行われていると伝える記録によつても十分にうかがい得るところである。

なお、先に、雄略天皇紀の半ばにして、記録面から消えた物部氏は、この大伴氏による平群氏族討滅の行動に添い、大伴氏に協力することを通して、その氏族的勢力地位の復活、増大を企図していたと見得ることは、また、その後の（継体代以後の）大伴の金村の権勢代において、物部の鹿鹿火が、やや不即不離の形においても、大伴の金村の行動に協力・追従している態勢からも推考し得ることである。

古事記が、皇統傳承の記録態において、上記のような、その背後の氏族勢力関係については、それを殆ど記録していないことは、皇位繼承の争いを、皇子間の争いとして取りあげて傳承する皇統傳承の形態をそのままに記録するものであったことによるのである。故に、志昆伝承の採取においても、これを皇統繼承の傳承の資料として取りあげ、それに、天皇氏に對抗する強力氏族としての平群氏族の討滅傳承を添加することによつて、皇統本辭の形態を整え、その平群氏族討滅の行動主体を意耶の命と哀耶の命とし、その

成果によって、顕宗系列の皇統への出現を物語っている。故に、志  
毘伝承は、当然、顕宗天皇即位前記に関する伝承として、清寧代末  
に所収される形になっているものである。この古事記の所収態は、  
皇統本辞としては、むしろ、正統性の多い記録形成態と見なし得る  
ものと考えられる。

しかるに、日本書紀においては、平群氏族の討滅は、稚鷯鷯の皇  
子の命による大伴の金村の行動として語られており、このように、  
その行動主体を大伴の金村として伝えていることは、日本書紀の記  
録態の性格として注意すべき点である。しかも、武烈天皇即位時に  
おいて、大伴の金村は、その功によって初めて大連に任命されたこ  
とを記録している。

しかし、平群氏族討滅を武烈紀におけることとすれば、そこには  
皇統継承に関するなんらの争斗は存在せず、それは、単なる平群氏と  
大伴氏との氏族勢力争いであるにすぎず、皇統継承に関する本辞と  
して日本書紀に所収されるための何らの必然性もないものとなる。

当然、日本書紀において、この志毘伝承及び平群氏族の討滅伝承  
が、武烈紀に所収されるに至っている要因は、他に存するものであ  
ると見なければならぬことになる。

大伴の金村に関しては、継体紀において、継体天皇の即位におけ  
る大伴の金村の積極的行動を記録し伝えている。武烈紀における、  
平群氏族討滅伝承における大伴の金村の行動は、この継体紀におけ  
る大伴の金村の行動の根底をなす、大伴の金村を主とする大伴氏の、  
継体代以後における権勢の成立の素因を語るための記録の合理化と  
いう政治的考慮の上に利用されているものであり、そのために、継

体代直前の武烈代において語り伝えることを必要とし、このことの  
ために、志毘伝承と、その平群氏族討滅伝承が武烈紀に置かれるに  
至っているものと見なし得るのである。この所置は、明らかに、継  
体代以後の、大伴の金村の権勢代の大伴氏側の記録を主たる資料の  
一つとして、それが、継体代以後の伝承継承者・記録記載者である  
人々によってなされたものであると十分に見なし得るのであり、更  
に、それは、大伴の金村の勢力の衰微する宣化代以前までの間に  
いて整筆されている記録態のものであると推考し得るのである。

かくして、日本書紀における志毘伝承及び平群氏族の討滅伝承に  
見られる記録記載態には、それらの採取・使用において、継体紀以  
後に主体的に記録記載されている大伴の金村の地位・権勢の確立  
が、顕宗系列内の皇統継承の問題にからまる功業によって成立した  
ものと語り伝えようとの意図を基底として、特にそのことを継体代  
直前の武烈代に置くことの合理性に添って記録構成がされるに至っ  
ている故に、日本書紀においては、志毘伝承及び平群氏族討滅伝承  
が武烈天皇即位前記の形態記録されているのであると見得る。

このように、日本書紀の成立の期間において、その記録記載に、  
氏族的傾斜の見られることは、他にもなお存することである。例え  
ば、この日本書紀の志毘伝承中においても、なお、歌場（歌垣）の  
場の女性が、古事記の菟田首の女の「大魚」とは全く相違した、物部  
鹿鹿火の女の「影媛」とされており、更に、日本書紀のみにおいて  
は、この志毘伝承に直続して、影媛伝承が記載されているのである  
が、この影媛伝承は明らかに物部氏族伝承としての性格を保有して  
いるものである。これらの「影媛」の名、及び、影媛伝承を、日本  
書紀が記載記録していることは、平群氏族討滅の行動において、物

部麁鹿火が、大伴の金村の側に立って協力行動し、更に継体代以後においても、大伴の金村と略々同側の行動していることの素因をまた合理化するための意図が存する記録記載態としての性格を有するものであることが十分にうかがい得るものであり、これもまた、記録記載の成立時の期間における氏族的傾斜の一影と見なし得るものである。

なお、上記の論述中に記したように、志旻伝承そのものが、顕宗系列の三代の間の、どの代にも挿入し得る性格を持つ伝承であったこと、すなわち、それが、本来、皇統本辞——皇統伝承としてのものでなく、むしろ、皇統本辞の構成・成立のために、その前提的資料として採取された、一つの氏族伝承であったものであり、その附随歌謡群は、志旻伝承が、本来の氏族伝承として伝承されている間に、随時、附随して来た歌謡であったと見得る点のある性格を有するものであることを基盤として、それらを分析する場合、在来、かなり難解とされて来ている、志旻伝承附随歌謡群の本質の解明も十分に可能であり、その妥当な解意を得ることもまた可能となるものである。しかし、本論においては、その歌謡群の本質の解明のための前提論として、先に發表した前記の小論の中、結論的に簡略に記すにとどめた部分である、皇統継承にからまる氏族勢力関係の点の再検討と、特に、そこに見出される、日本書紀成立時における、その記録記載態にうかがわれる氏族的傾斜の一影についての小考を論述するに止め、歌謡群の本質の解明と、その解意の検討、把握は、更に稿を別にし、機を得て發表することを意図しているものである。

(一九六一・七・二三)

#### 古代文学会則

一、本会は、古代文学の研究者を会員とする。  
 一、本会は、月例研究発表会の開催を主体とし、その他、古代文学研究促進のために必要と認める事業を行う。  
 一、会員の研究発表機関誌として、「古代文学」を発刊する。

一、本会の会員は、左の三種に分ける。

。A 会員（研究発表会参加会員） 月額十円（通信費に充当）

。B 会員（会誌購読会員） 年額百五十円（会誌代・郵送費）

。C 会員（会誌発行積立金協力会員） 月額式百円

但し

・ A・B 会員を兼ねることができる。

・ C 会員は、積立金相当の会誌部数の交付を受ける。

一、本会の運営は、会員全員の会議によることを原則とする。  
 一、本会の事務は、C 会員が、一ヶ年交替で担当する。

△昭和三十六年度は、左記に事務連絡所を置く、

東京都世田谷区玉川奥沢町一の一四八

賀古方

古代文学会